

一 般 競 争 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 4 年 2 月 21 日

全国健康保険協会岡山支部
支部長 國定 剛

1. 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達件名 令和 4 年度 納入告知書同封チラシ「協会けんぽ岡山」印刷等業務委託
- (2) 調達数量 473,000 部 (43,000 部×11 か月)
1 回の作成枚数 43,000 部
令和 4 年 5 月号～令和 5 年 4 月号のうち 11 か月間 (毎月 1 回作成。ただし令和 5 年 2 月号の納品はなし)
(予定数量は過去の実績等より算出した見込み数量であり委託数量を確約するものではない)
- (3) 調達案件の仕様等 仕様書による
- (4) 履行期間 契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日まで
- (5) 納品場所 仕様書による

2. 入札方法

- (1) 入札は、単価 (小数点第 2 位まで) にて行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札判定を行うので、入札者は、消費税及び地方消費税 (以下、消費税額等) に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった印刷物 1 枚当たりの単価 (消費税額等を含まない。) (調達物品の本体価格のほか、納品を行うための送料等一切の諸経費を含む。) を記載すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税額等に相当する金額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は消費税額等にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の消費税額等を除いた金額を入札書に記載すること。

3. 競争参加資格及び条件

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 30 及び第 31 条に規定する次の事項に該当する者は競争に参加する資格を有さない。
- (2) 令和 4・5・6 年度、又は平成 31・令和 2・3 年度の厚生労働省競争参加資格 (全省庁統一参加資格) において、「物品の製造」の A、B、C 又は D の等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有するものであること。
- (3) 緊急時に全国健康保険協会岡山支部の職員が早急に対応できるよう、岡山県内に委託業務の作業場所を有すること。
- (4) 資格審査書類又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) 全国健康保険協会から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (7) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険の適用を受け、かつ、直近 1 年間について保険料に未納がないこと (健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、厚生年金保険料に未納がないこと)。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近 1 年間について、国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (8) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。

4. 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の配付場所及び問い合わせ先
〒700-8506 岡山市北区本町 6-36 第一セントラルビル 1 号館 8 階
全国健康保険協会岡山支部 企画総務グループ
電話 086-803-5781 担当 東山
なお、希望者には、郵送等による配付も行うので申し出ること。

(2) 入札、開札の日時及び場所

日時：令和4年3月15日（火）10時00分

場所：岡山市北区本町6-36 第一セントラルビル1号館8階

全国健康保険協会岡山支部会議室

なお、入札当日立ち会わない者については、入札説明書のとおり取扱う。

5. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る

(2) 入札保証金及び契約保証金 全額免除

(3) 入札者に要求される事項

①この一般競争に参加を希望する者は、事前提出書類として、競争参加資格に関する証明書等を令和4年3月10日（木）17時00分までに提出しなければならない。

②競争参加希望者は、開札までの間に全国健康保険協会岡山支部長から提出書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

全国健康保険協会会計規程第32条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続きにおける交渉の有無 無

(8) 詳細は入札説明書による。

(9) 本一般競争入札について、全国健康保険協会の令和4年度予算認可をもって業務委託が可能となることから、不認可の場合については業務委託ができない場合があることを了承の上、参加すること。

【参考】全国健康保険協会会計細則（抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第30条 企画総務部長等は次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

(1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

(2) 破産者で復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第31条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

(1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 契約に関する調査に当たり虚偽の申し出をした者

(7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2. 企画総務部長等は、前項の規程に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。

3. 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。